

一般社団法人日本フォーミュラリ学会 会員規則

2022年12月6日制定

第1章 総則

(総則)

第1条 この規則は、一般社団法人日本フォーミュラリ学会の定款（以下「定款」という）に定められた事項のほか、本法人の会員（以下、「会員」という）に関し必要な事項を定める。

(会員の種別)

第2条 当法人の会員は、定款第6条に定めるとおり、正会員、学生会員、賛助会員で構成する。

2 学生会員になることができる学生とは、大学院・学部在学中のものとする。ただし、社会人大学院生を含まない。

(資格要件)

第3条 会員資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、関連する領域において専門の学識、技術ならびに経験を有する個人
- (2) 学生会員 当法人の目的に賛同し、関連する領域において活動する学生個人
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同する法人または団体

(入会申込)

第4条 入会を希望するものは、当法人指定の入会申込書に必要事項を記入し、本事務局に申し込むものとする。前項の入会申し込みは、この法人のウェブサイトよりオンラインによってこれを行うこともできる。

(会費)

第5条 当法人の会員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 正会員 年会費 5,000円
 - (2) 学生会員 年会費 1,000円
 - (3) 一般賛助会員 年会費（一口） 100,000円
 - (4) 特別賛助会員 年会費（三口） 300,000円
- 2 当法人の会費は年会費制とし、この法人所定の方法により納入しなければならない。
- 3 事業年度の途中で入会した会員のその事業年度の会費は、年会費と同額とする。

(会費等の返還)

第6条 本法人は、定款第9条ならびに第10条に定める退会や除名などの会員資格の喪失に際し、既に納付された会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(会員資格の取得)

第 7 条 入会手続きを経たものは、年会費の納入が確認された後、会員として登録される。

(会員資格の有効期間)

第 8 条 会員資格の有効期間は、この法人の事業年度である毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。ただし、事業年度途中から入会した者については、入会した日から当該事業年度末日までとする。

(変更の届け出)

第 9 条 会員は、その名称、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。

2 会員が変更手続きを行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を負わないものとする。

(退会)

第 10 条 退会を希望するものは、当法人指定の退会届に必要な事項を記入し、当事務局に申し込むことで、任意に退会することができる。ただし、未納の会費がある場合は、退会後もその支払い義務がある。

(除名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 12 条 会員は、次の場合には会員の資格を喪失する。

- (1) 会費の支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 成年被後見人または被保佐人とする審判を受け、または破産手続き開始の決定を受けたとき。
- (4) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 13 条 この規則に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度理事会の定めるところによる。

附則 この規則は、2023 年 1 月 1 日から施行する。